

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和6年4月24日開催 日本貸金業協会]

1. マネロン等対策に係る態勢整備結果の報告及び実態調査について

- 「マネロンガイドラインに基づく態勢整備」については、2021年4月の要請から3年が経過し、2024年3月末に対応期限を迎えたところ。
- こうした3年間の態勢整備状況については、「対応結果の報告」として、2024年4月末を期限に報告を求めているところであり、マネロンガイドライン、同FAQ等に基づき、経営陣のリーダーシップの下で自己点検を行った上で、忠実かつ詳細に報告いただきたい。
- また、「対応結果の報告」とは別に、マネロン等リスクの把握のため、各金融機関の取引データ等の報告を業法に基づき、年次でお願いしているところであり、本年も、3月28日付で報告様式を送付したので、5月末までの提出をお願いしたい。金融庁としては、報告されたデータ等を集計・分析し、各金融機関等のマネロン等リスクに応じた検査・モニタリングを実施してまいりたい。

2. フィッシング対策の強化について

- 2023年におけるフィッシングによるものとみられるインターネットバンキングにおける預金の不正送金の被害件数及び被害額は、いずれも過去最多を更新し、被害件数5,578件、被害額約87億円となっている^{※1}。これを踏まえ、2023年12月25日に、金融庁及び警察庁から改めて、一般利用者向けに注意喚起を行っている^{※2}。また、預金取扱金融機関以外の金融機関の顧客に対しても、フィッシング攻撃による被害が発生している。

※1 「令和5年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」（令和6年3月14日警察庁公表）
https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R5/R05_cyber_jousei.pdf

※2 「フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングに係る不正送金被害の急増について（注意喚起）」 https://www.fsa.go.jp/ordinary/internet-bank_2/13.pdf

- 被害が発生してから対策を講ずるのではなく、予め対策を進めていただきたい。顧客本位の経営の実現には、顧客資産を守ることが不可欠である。対応が不十分と認められる場合は、経営陣自らの問題として対応していただきたい。

3. 金融経済教育推進機構について

- 金融経済教育の充実について、国全体として、中立的な立場から、金融経済教育を受ける機会を国民に広く提供するという目的の下、金融経済教育推進機構が、2024年4月5日に設立された。ここに至るまで、日本貸金業協会におかれては、協力を賜り、誠に感謝申し上げます。
- 金融庁及び機構においては、現在、2024年8月の本格稼働を目指し、認知度向上に向けた周知広報、講師派遣の受付開始準備、認定アドバイザーに関する申請の受付開始準備などを進めている。また、今後の業務運営方針等については、2024年4月25日の第1回運営委員会後に、機構より発表されると承知している。
- 同機構を中心に、地域間格差を生まないよう国全体に広く金融経済教育を抜本的に拡充させるとともに、金融トラブルの未然防止及び対応策等も含めた幅広い分野の教育を提供し、国民の金融リテラシー向上に取り組んでいく。とりわけ職域教育の充実を図るためには、協会員各社から取引先企業に機構の活動を周知し、繋いでいただくなどの連携・協力をお願いしたいと考えている。従業員向けの金融経済教育の提供は、取引先企業の企業価値向上にも資する取組みであると考えているため、よろしくをお願いしたい。

4. 金融行政モニター制度について

- 金融行政モニター制度は、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直な意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接届け、金融行政に反映させる仕組みとして運用しており、2024年で9年目を迎える。
- 令和5年は47件の意見を受け付けており、

- ・ 保険募集等における特別利益の提供の禁止
- ・ 日本に拠点を持たない無登録の暗号資産交換業者に対する規制などに関する意見があった。

○ 重要なことは、受け付けた意見をただこなすのではなく、丁寧に対応し、個別案件の対応に限らず、金融行政の改善に繋げる観点から前向きに対応することであると考えている。この点で、改善点等お気づきの点があれば教えていただくと幸い。金融行政モニター制度を日本貸金業協会傘下金融機関及びその職員に周知いただくよう、よろしく願いしたい。

5. 成年年齢引下げについて

- 2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、2年が経過した。これまで、日本貸金業協会におかれましては、金融庁と連携して、自主ガイドラインの遵守状況を確認するための監査を実施するなど、対応に尽力いただいております。改めて感謝申し上げます。
- 金融庁においても、貸金業者による若年者への貸付状況や自主ガイドラインの遵守状況等をモニタリングしてきたところであるが、足許においては、若年者への貸付を行う貸金業者は限られており、また、関連する苦情は特段確認されていないと承知している。
- 金融庁としては、引き続きモニタリングを実施していく必要があると考えている。協会におかれましても、協会員等に対する監査の実施等につき、引き続き、連携して対応いただくよう、よろしく願いしたい。

6. 新たな手口のヤミ金融対策及び金融リテラシー向上コンソーシアムについて

- 近年、社会経済活動のデジタル化の動きが加速することに伴って、新たな金融サービスが普及することにより、顧客の利便性が向上しているが、他方で、これらを悪用した新たな手口のヤミ金融による詐欺などの金融犯罪被害が発生しており、特にインターネットやSNSを利用した手口では、

若年者の被害が多く発生している。

- 金融庁としては、政府広報を利用して個人間融資、先払い買取現金化等の新たなヤミ金融の手口について、X（旧ツイッター）及びインスタグラムにおける SNS 個人融資の勧誘を行っている悪質な書き込みに対して、金融庁公式アカウントから直接・個別に注意喚起を行うなど、様々な取組みを行っている。
- こうした中、2023 年 6 月、日本貸金業協会は、金融リテラシー向上及び金融トラブル被害の防止等により、消費者保護に寄与することを目的に、貸金業大手 4 社と協働して「金融リテラシー向上コンソーシアム」を設立した。協会及び協会員におかれましては、資金需要者の金融リテラシー向上及び金融トラブル被害の防止のために、金融経済教育セミナーの開催や金銭トラブル事例などの情報発信を行うとともに、行政、警察及び消費生活センター等の関係機関との連携を一層強化し、金融犯罪被害の未然防止などの消費者保護対策に取り組んでいただいていると承知している。
- 金融庁としては、若年者を中心とした金融犯罪被害や消費者トラブルの未然防止のため、引き続き注意喚起を含めた様々な取組みを実施していく必要があると考えている。協会におかれましても、引き続き金融経済教育や消費者保護対策に積極的に取り組まれるよう、よろしく願いしたい。

（以 上）